

就学支援金・臨時支援金の申請（届出）について

1 制度概要

県立高校等の授業料支援について、令和7年度は次の2つの制度により授業料相当額が支給されます。

① 就学支援金

年収約910万円未満の世帯に対して授業料相当額を支給

※自己負担は基本的にはありません。

新規

② 臨時支援金

（令和7年度限り）

年収約910万円以上の世帯に対して授業料相当額を支給

※単位制は上限があります。（超える額については自己負担）

【単位制上限】 定時制 1単位につき1,620円/年（年間18単位まで）

通信制 1単位につき 180円/年（年間18単位まで）

授業料支援を希望する方は、申請期限までに
「就学支援金」「臨時支援金」両方の申請・届出を行ってください。
支給を希望しない方についても、希望しない旨の登録が必要となります。

※就学支援金及び臨時支援金の制度詳細については、別添「オンライン申請リーフレット」のQRコードから文部科学省ホームページにアクセスしてご確認ください。

2 申請方法

◎オンライン申請（原則） オンライン申請が難しい場合は別添「オンラインによらない場合」参照

・入力方法は別添「オンライン申請リーフレット」をご覧ください。

※これまで就学支援金を受給していない方、過去に就学支援金を申請したが不支給認定だった方 → 「新規申請」
これまで就学支援金を受給している方 → 「継続届出」

・就学支援金と臨時支援金の両方を申請してください。

※就学支援金の申請完了後、続けて臨時支援金の申請画面が表示されます。

3 申請期限

令和7年7月18日（金曜日）

※期限までに提出できない事情がある場合は、必ず事務室までご連絡ください。

※申請を行わなかった場合は受給資格がある場合でも就学支援金・臨時支援金を受給できませんので、授業料を納付していただくことになります。

（参考）授業料 全日制：118,800円/年

定時制（単位制以外）32,400円/年 等

FAQ
（よくある質問）



【問い合わせ先】 茨城県立鉾田第一高等学校 事務室 電話番号：0291-33-2161
受付時間：8：30～17：00（平日のみ）